

## 草津市賃借料情報(参考)

令和5年1月から12月までの実績

令和5年1月から12月までに締結された賃貸借における賃借料水準（10アールあたり）は、以下のとおりとなっています。

令和6年3月1日

草津市農業委員会

| 農地の区分 |                      | 平均額(円) | 最高額(円) | 最低額(円) | データ数(件) |
|-------|----------------------|--------|--------|--------|---------|
| 田     | 第1地域(圃場整備田)          | 3,800  | 7,000  | 2,000  | 123     |
|       | 第2地域(未整備田)           | 3,100  | 5,000  | 2,800  | 13      |
| 畑     | 特定畑(畑地灌漑施設が完成している畑地) | 12,800 | 22,400 | 6,000  | 53      |
|       | 普通畑(上記以外の畑地)         | 9,600  | 13,000 | 5,000  | 35      |

## 注意事項

- ・この水準は農地法第52条の規定に基づき、農地の賃貸借における賃借料決定の参考として提供させていただくものです。使用貸借(無償)は除外しています。
- ・本情報は、実勢の集計値であり、拘束力はなく賃借料は対象農地の状況(耕作の難易、土地の広さ、形状、水利条件等)に合わせ、当事者同士で十分協議して設定してください
- ・標準的な水準を算出するため、全賃借料データから極端な数値を除いて算出しています。
- ・特定畑と普通畑については、令和5年のデータが少数だったため、草津市の過去3年分のデータを使用して計算しています。

## 『農地を売買・貸借したり、転用するときは法律に基づいた手続きが必要です。』

農地は大切な食料の供給基盤であり、かけがえのない農地を守り活かすことが重要です。

## 農地法第3条

農地を農地のままで売買や貸借等をする場合は、農地法第3条による許可申請が必要となります。(農地を取得される方は、一定の要件があります。)法改正により、下限面積の要件は令和5年4月1日から撤廃されました。

## 農地法第4条

自己所有の農地を自己使用目的で農地以外のものに転用(駐車場や住宅等)する場合は、農地法第4条による許可申請が必要となります。

## 農地法第5条

農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等権利を移転・設定し、農地を農地以外のものに転用する場合は、農地法第5条による許可申請が必要となります。

ただし、農地法第4条および農地法第5条のうち、都市計画法に基づく市街化区域内農地を転用する場合は届出になります。

## 違反した場合

許可なく転用したり、許可の条件に違反している場合は工事の中止や原状回復等の命令がされる場合があります(農地法第51条)。

違反転用すると個人は3年以下の懲役または300万円以下の罰金、法人の場合は1億円以下の罰金が科せられます(農地法第64条、67条)。

詳しくは、担当地区の農業委員、農地利用最適化推進委員や農業委員会事務局まで御相談ください。

## 申請の締切日

毎月20日(20日が土・日・祝日の場合は、その直前の開庁日が締切日となります。)ただし、市街化区域内の転用届出については、随時受付しております。

## 総会の開催日

毎月10日(10日が土・日・祝日の場合は、原則その直後の開庁日が開催日となります。)

## 傍聴について

総会を傍聴することができます。

総会開始時間の30分前から開始までの間に事務局までお申し込みください。

定員5名を超えた場合は抽選により決定します。

草津あおぼな川柳コンテスト  
お題 あおぼな

## (特選) あかりん

きゅうしょくで くさつの花 おいしいな

## (入選) Switch小ぞう

アオバナと 草津の未来 明日に咲く

## (入選) 中川雪絵

青花を 摘みて笑いし くさつの子



- 発行日 毎週金曜日
- 購読料 1ヶ月700円
- 申込 農業委員会事務局まで

## 安心して豊かな老後のため、農業者年金に加入しましょう!!



お問合せは…

草津市農業委員会事務局  
TEL 077-561-2415  
JAレーク滋賀  
草津地区統括本部総務課  
TEL 077-562-2391

## 農業者年金加入条件

農業者年金は、次の要件を満たす方はどなたでも加入できます。

- 60歳未満の方
- 年間60日以上農業に従事(配偶者・後継者も可)
- 国民年金第1号被保険者

経営移譲年金・特例付加年金を受給されている方で、後継者に移譲した農地を転用される場合、年金が減額されることがありますので、事前に農業委員会事務局までご相談ください。

## 農業委員会だより

発行・編集

草津市農業委員会

草津市草津三丁目13番30号

TEL 077(563)1234 代表

077(561)2415 直通

FAX 077(561)2486

E-mail nogyo@city.kusatsu.lg.jp



農地は食料自給率の向上を支える大切な資産です。

草津市農業委員会は、遊休農地の把握や違反転用の発生防止を目的とした農地パトロールを実施しています。

## ご挨拶

農業委員会 会長 中瀬 康夫



早春の候、農業者の皆様におかれましてはますます御健勝のこととお喜び申し上げます。日頃は、農業委員会活動に御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、近年の農業・農村を取り巻く状況は、農業者の高齢化や後継者不足、遊休農地の増加、地球温暖化による異常気象の発生、また国際情勢の不安定化による肥料・資材の高騰や輸入農産物との価格競争など農業者にとって大変厳しい状況が続いております。

こうした中、当農業委員会においては、担い手への農地集積、集約化のための農地の流動化や新規就農者の参入促進のための環境整備、遊休農地の解消等農地利用の最適化を目指して活動しております。

また、令和4年5月に法定化された「人・農地プラン」に基づき10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の策定作業にも積極的に参画しているところです。

今後も農業委員、農地利用最適化推進委員が丸となり農地に係る諸課題の解消と農地利用の最適化に取り組んでいく所存でございますので、農業者の皆様におかれましては、引き続き御支援、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

QRコード  
(農委HP)

## 市長へ意見書の提出

令和5年10月23日 草津市農業委員会

### 草津市農業施策等に関する意見書

令和6年度予算編成にあたり、農業委員会等に関する法律第38条の規定により、草津市の農地等の利用の最適化の推進に関する施策等に反映されるよう意見書を提出しました。内容は以下のとおりです。

#### 1 農地等の利用の最適化の推進に関する要望

##### ① 地域計画の策定にかかる方向性の整理と推進体制の強化

経営基盤強化促進法の改正により、令和7年3月までに「地域計画」を策定することが義務化され、現在、農地所有者等への意向確認を進めている。続いて、営農組織や担い手毎に農地の集積・集約を進めるエリアの設定を行う必要がある。

一旦、エリアを設定すれば、集落に近い狭小農地であっても農地以外への土地利用が制限を受けることとなるため、設定にあたっては、精通した職員を配置する等、職員体制の強化を図り、十分な集落との話し合いを行い進められたい。

##### ② 耕作放棄地管理と優良農地保全のための研究

農業者の高齢化、土地持ち非農家の増加などによる耕作者不在の農地は、雑草の繁茂のほか、有害鳥獣等の棲み処となるなど、農業委員会による指導だけでは改善が困難な場合が増えていることから、引き続き農業委員会とともに農地パトロールを行うほか、その他有効な施策等を活用した中で、効果的な遊休農地対策を図られたい。

また、優良農地を次世代に託すためには、作業効率を高めるための人工衛星やドローンによる農作物の生育確認、自動運転の大型農業機械の導入など農業のスマート化だけでなく、データの利活用を行い、将来に通用する農業のあり方について研究・検討されたい。

##### ③ 新規就農への支援システムの構築

個人・法人の別なく、新規就農の相談窓口の明確化、及びポータルまたはハブとなる総合サポート体制を早期に構築されたい。

特に、農地の斡旋については、経営主体の別、栽培作目や経営規模、地域計画との整合に配慮した形で進め、新規就農者が地域に馴染み、営農が継続できるよう、農業委員会が始める新規就農者後見活動に情報面で協力されたい。

加えて、新しい特産品づくりにチャレンジしようとする新規就農者に対しては、部局を超えて支援されたい。

#### 2 草津市の農業の発展に関する要望

##### ① 地元産農産物の販売先の整備と拡充

草津市産農産物の販売先として、学校給食はも

とより、就学前児童保育・教育施設、社員食堂、大学のカフェテリア等での活用を促すほか、道の駅草津・草津あおばな館等には、普及・啓発の拠点機能を持たせ、利用拡大を図られたい。

また、市内スーパー・マーケット等、草津市産農産物の販路拡大を支援するとともに伝統農産物を活用した商品開発など、中・小規模農家を含め、必要な支援をされたい。

##### ② 農福・農商工・農学連携の強化

(農福)

障害のある方をはじめ、高齢者や生活困窮者、引きこもりの状態にある若者等が農作業を通じて新たな活動の場や生き甲斐につながるように部局横断モデル事業について研究・検討されたい。

(農商工)

地域経済活性化のため、地域の基幹産業である農業と商工業との連携が生まれる交流の機会を創出し、併せて6次産業化により、新たな業態の探求・育成にかかる支援をされたい。

(農学)

次代を担う世代が農業に触れ、親しみ、農業を大切に思えるための学習・交流の場など、学校・地域における環境形成に努められたい。

#### 3 国・県に関する要望

##### 新規就農者の経営安定に資する要望

農業後継者の確保と円滑な経営継承は喫緊の課題となっている。

農家子弟による親元就農は、その後の定着性が高いとされることから、経営規模の大小、年齢を問わず、資金面での支援が受けられるよう、要件の緩和について要望されたい。

また、リタイヤする担い手等の設備等の継承が円滑に進むよう、ガイドラインの作成や、継承した設備等の補修・改良について資金面での支援が受けられるよう要望されたい。



## 女性農業委員の活動紹介（女性農業委員によるコラム）

農業委員 木下 弥生

農業を営んでいると、自然といろんなご縁が生まれます。昨年も地域の保育園児たちと一緒に田植えを行いました。始めた時、顔を強張らせていた子も、あっという間に、田んぼに馴染み、泥だらけになりながら、走り回ります。それでも、先生の話をよく聞き、丁寧に苗を植えてくれました。

田植えの後、先生から「ごはんが苦手だった子が、一粒も残さず、お茶碗をピカピカにして、見せにきてくれるようになった」とのエピソードを聞かせてもらい、農業を続けてきて良かったと実感することができました。

私がモットーとしているのは、「おはよう」の挨拶と共に、元気が出る美味しい朝ごはん。そして、「おかえり」の挨拶のあと、一日の出来事を話しあえる、暖かさが感じ取れる家族との晩ごはんです。

何気ない幸せの中に、私たちが作ったお米がこれからも、ずっと、あってほしいと願うばかりです。

最後に、私たちの農業の拠点は、志那中町で、がつつり系の大衆食堂と、おしゃれな洋菓子店の近くあり、早や18年が過ぎました。

令和6年、大英断をし、少し離れたところに移ることになりました。

これまで、地域の皆様には、ご指導・ご鞭撻をいただき、感謝の念に堪えません。今後も、初心を忘れず、営農に勤しみたいと思っていますので、引き続き、ご支援賜りますよう、お願い申し上げます。



## ベジクサ

草津の野菜を使ったレシピをご紹介します。

### 愛彩菜のペペロンチーノ

| 材 料    | 2人分  | 作り方                                                                      |
|--------|------|--------------------------------------------------------------------------|
| ・スパゲティ | 160g | 1. スパゲティを既定の通りゆでる。ゆで汁は60cc残しておく。                                         |
| ・愛彩菜   | 35g  | 2. 愛彩菜は1.5cm長さに切る。ベーコンは1cm幅に切る。きのご類は食べやすい大きさにほぐす。                        |
| ・ベーコン  | 45g  | 3. 唐辛子は種を出し輪切りに、にんにくはみじん切りにする。                                           |
| ・きのご類  | 150g | 4. フライパンにオリーブ油、唐辛子、にんにくを入れて火を点け、弱火で香りが出るまで炒める。ベーコン、きのご類、愛彩菜の茎の部分を加えて炒める。 |
| ・オリーブ油 | 30cc | 5. 具材に火が通ったら、スパゲティのゆで汁を加えてしっかり混ぜ合わせる。                                    |
| ・唐辛子   | 1/2本 | 6. スパゲティを加えてよく和え、皿に盛る。                                                   |
| ・にんにく  | 1片   | 7. 愛彩菜の葉の部分を飾る。                                                          |
| ・塩     | 少々   |                                                                          |



このレシピは、立命館大学食マネジメント学部生が考案したレシピです。



## 家族経営協定調印式が行われました

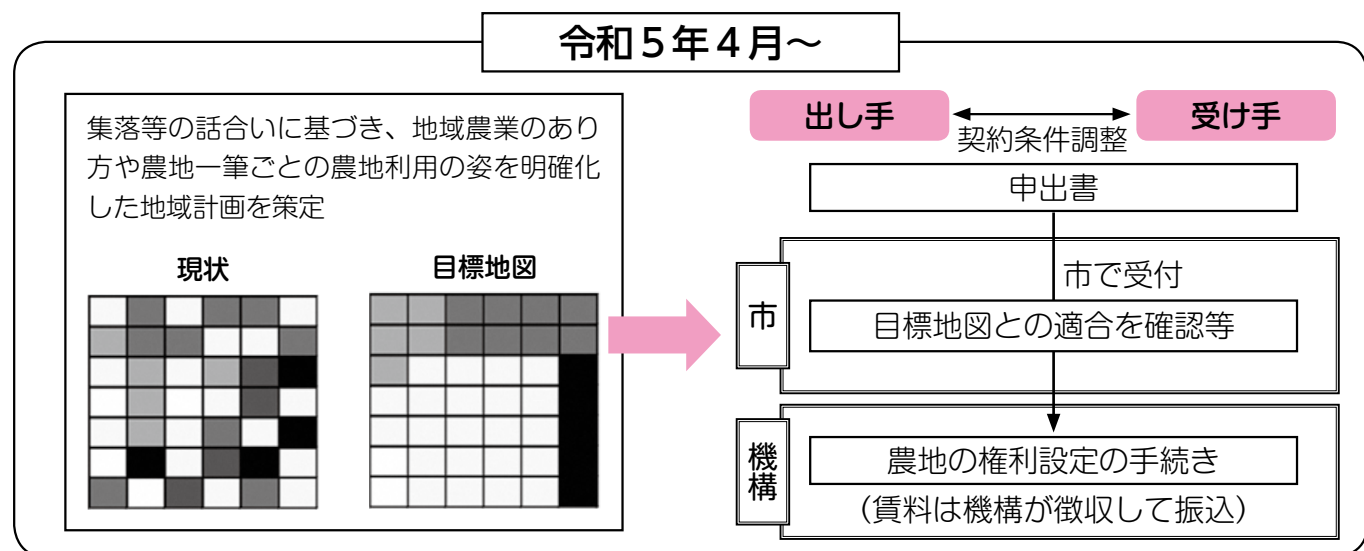


8月28日に志那中町の中村弥宣さんご家族が家族経営協定を締結されました。家族経営協定とは、家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づいて取り決めるものです。

# 農地の貸借の仕組みが大きく変わりました。

## 《農地貸借の仕組みの主な変更内容》

- 原則、地域計画の目標地図に基づいて、農地の貸借の権利設定を行うことになります。
- 農地の貸借を希望される場合は、出し手（農地の所有者）と受け手（目標地図に位置付けられた農業者）が契約期間や地代等の条件を調整いただいたうえで、市に申請します。
- 申請いただいた内容が地域計画と照らし合わせて問題ないと判断された場合、農地中間管理機構を通じた農地の貸借（権利設定）が行われます。



## 《申請の手続き方法》

- 農地貸借の申請は、農林水産課にて受け付けます。
- 受け手が決定していない場合、また契約条件が調整できていない場合は受付ができませんのでご注意ください。
- 申請が地域計画の目標地図と合致していることが必要です。（地域計画が策定されるまでは、従来とおり受け付けます。）
- 申請書類（添付書類等含む）の様式は市農林水産課へお問い合わせ下さい。

## 【問い合わせ先】

農林水産課 077-561-2347、農業委員会事務局 077-561-2415

滋賀県農地中間管理機構（大津・南部）（公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金） 077-561-4570

## 新規就農者の紹介



(株)キャピテーヌ 永富 裕尚さん

永富さんは、自身が勤務する会社からバックアップを受け、山口県で自然薯の栽培の手法を学び、今年から南山田町地先で自然薯の栽培を開始されました。

自然薯は、パイプの中に真砂土を入れ、パイプごと畑に埋設し、定植されるように草刈り、耕うん、パイプの切断、埋設用の溝堀、定植作業など、初めての農業に苦労されながらも一生懸命取り組んでおられます。

自然薯のほかにも、サツマイモ、ジャガイモ、レモン、バジルの栽培にも挑戦されており、自身の就農体験をインスタグラムで綴っておられます。

今後は、栽培規模を拡大し、「自然薯を草津市の特産品にしたい」とおっしゃっておられました。

## 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を改めました

草津市農業委員会では、平成29年に農業委員会の必須業務である「農地利用の最適化の推進」の基本的な考え方を草津市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」として策定しました。

指針については、必要時期に改定を行ってきましたが、令和5年4月1日に施行された農業経営基盤強化促進法等の内容を反映させるため、令和5年5月10日に指針の改定を行いました。

詳細については、ホームページをご覧ください。



## 計 報

農地利用最適化推進委員会委員長であられた、山本隆臣氏におかれましては、令和5年12月10日に御逝去なされました。心からご冥福をお祈り申し上げます。

## 委員の思い



副会長  
田中 廣之

令和5年7月に農業委員に就任し、副会長に選出されました。

微力ながら草津市の農業振興と農業を取り巻く厳しい問題に取り組んで参りたいと考えています。

農業を取り巻く環境は厳しく、農業者の高齢化、若手の担い手不足などで、耕作放棄地が増え、食糧自給率が低下しています。

農業、農地を守る為、令和4年5月に法定化された「人・農地プラン」に基づく「地域計画」の策定を確実に推進し、10年後、20年後多くの若者が農業に従事できる環境作りを、市、地元生産組合、土地改良区、JA等と連携を密にして、取り組んでいきたいと考えております。

今後とも、御支援と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。



農地利用最適化推進委員会 副委員長  
辻 善一

私は、一般企業の会社員として定年を迎え、その後、父親の介護に5年を費やす中で、農業に従事し、令和4年度には地域の生産組合長を務め、令和5年7月より農地利用最適化推進委員に就任した次第です。

就任し、はや7ヶ月が過ぎ、数々の研修を受け、農業委員や事務局の助けを借りて、現在の本市の農業がいかなる状況にあるのか、何をすべきかが理解できるようになりました。

現在、農地利用最適化推進委員会の副委員長として、「担い手への農地集積、集約」「遊休農地の解消」「新規就農者の促進」等、積極的に取り組もうと考えております。

自分の農地を持て余しておられる方、自分の農地だけでは採算合わず他に求めている方の声を聞き、可能な限り農地の有効利用に貢献したいと思います。

つきましては、農業者の皆様方の御支援、御協力をよろしくお願い致します。

## 地域計画の策定

これまで、集落等での話し合いにより、「人・農地プラン」を作成し、その実践をしてきていただきましたが、令和5年4月1日より施行された、農業経営基盤強化促進法（基盤法）により「地域計画」として法定化されました。

集落等の皆さんのご努力で守り続けてきた農地を次の世代に着実に引き継いでいくため、効率的

な営農を目指した農地の集約化や新規就者等の確保、集落営農組織の持続性の確保等について、あらためて集落等の皆さんで話し合っていただけたら、市、県、JA、土地改良区、農業委員会と一丸となって対応していきますのでご協力をお願いいたします。